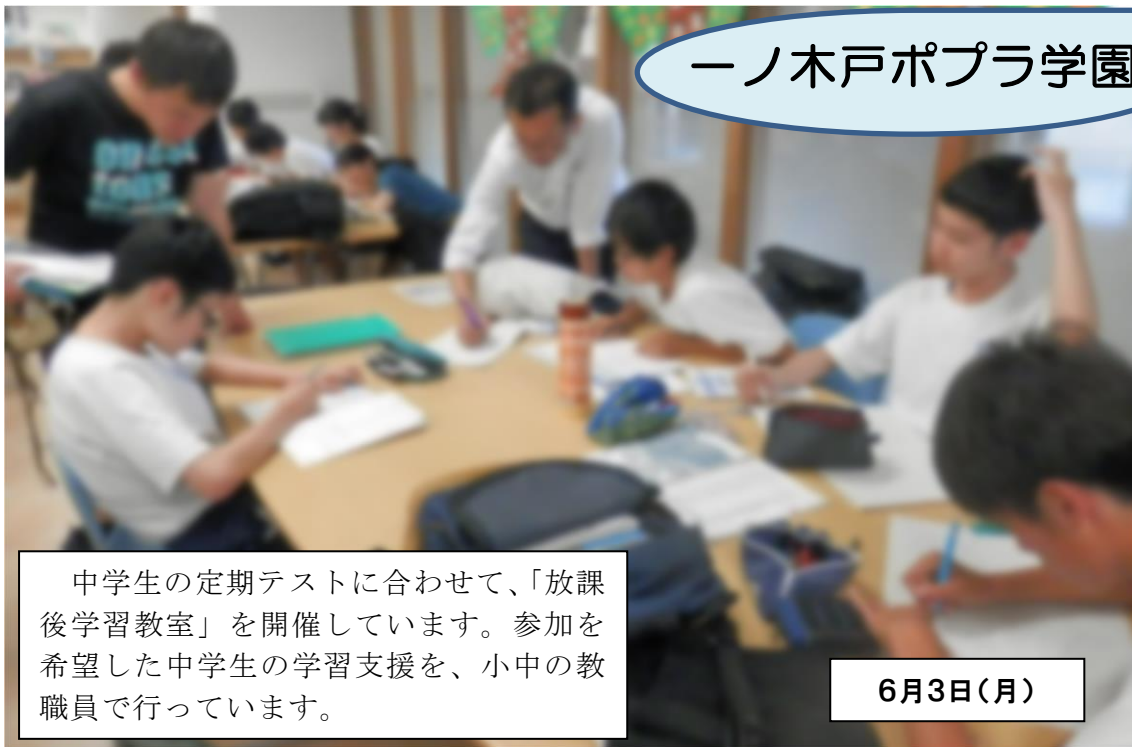


# ほ ど 教育センター通信

## 火床の火の心を紡ぐ

第3号（通算64号）  
令和元年6月21日  
三条市小中一貫教育推進課  
教育センター 発行

### ーノ木戸ポプラ学園



中学生の定期テストに合わせて、「放課後学習教室」を開催しています。参加を希望した中学生の学習支援を、小中の教職員で行っています。

6月3日(月)

## “従事する” から “つかさどる” 学校事務へ

統括指導主事 武井 正明

私は今年度、「地域学校事務部長」という役職を仰せつかりました。共同実施での事務職員の方々の情報交換の様子から、その職務の専門性の高さや、事務職員同士の横のつながりが伝わってきました。文書管理や学校予算の管理、給与旅費の手続き、福利厚生…、本当に様々な業務があることを改めて感じます。

学校事務共同組織は、地域を4つに分けた「地域学校事務室」と、業務内容から4つに分けた「学校事務改善室」で組織しています。総括事務主幹が各室間や教育委員会との連絡や調整を行っています。今年度の事務職員研修の研究主題は『学校事務職員としてのマネジメント力の向上』です。

2年前に学校教育法の改正で事務職員の職務権限が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と規定が変更されました。これは学校教育の推進における事務職員の役割が、組織マネジメントの点で、より深く踏み込んだものになることを意味しています。

学校教育活動のすべての場面において組織的対応が求められている今、学校事務職員が必要とされている力は、例えば「教育委員会、保護者・地域などと渉外・交渉・連携する力」や「共同事務組織でチームとして成果を出す力」があります。特に共同実施の効果を学校に還元することは、子どもの学習環境を改善することにつながり、同時に教職員の職場環境の改善につながっていくことにもなるのです。

昨年度から市内全ての学校が、同じ方法で学校預り金事務を処理できるようになりました。これは三条市学校事務の大きな改革でした。これまでの事務職員の皆様の御尽力に深く敬意を表します。今年度は、さらなる利便性の向上をめざします。他の事務処理においても業務改善や働き方改革のために、随時検討、協議していきます。

来月、第1回の事務研修会を開催します。若手研修（パワーアップ研修）も充実しています。学校事務職員の職務を再認識し、これからの三条市の共同実施の方向性について活発な意見交換の場となるようにしてまいります。

## 三条学園



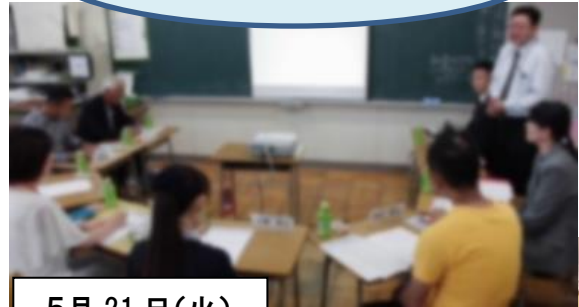
5月25日(土)

↑  
上林小  
裏館小→



小学校で運動会が行われました。暑い中、競技や応援に元気いっぱい取り組みました。第三中学校の1年生がボランティアとして参加し、応援を見守ったり、競技のサポートをしたりしました。

## 四つ葉学園



5月21日(火)

↑  
保内小 CS 分会  
全体会 →



第1回学校運営協議会が開催され、コミュニティ・スクールの取組が動き出しました。「9年間の学びの中で 絆を深め ともに伸びる子ども」の実現を目指し、地域と学校が力を合わせます。



## しただの郷学園

5月22日(水)



第1回しただの郷学園、および各学校の学校運営協議会が開催されました。しただの郷の子どもたちを地域でどのように育てていくかについて熟議されました。



## 大崎学園

5月27日(月)



これまで行ってきた生徒総会に前期課程の5,6年生も参加して、5~9年生の「双華会総会」が行われました。今年度の児童会・生徒会の活動についての質問や意見、新たなアイデアなどが出されました。

## さかえ学園



今年度の三条市防災教育の重点学園として取り組んでいます。まずは、栄中学校が授業公開を行いました。自分の命を自分で守るために何をしたらよいか等、真剣に考える姿が見られました。今後、栄北小学校、栄中央小学校、大面小学校で防災教育の授業が行われます。

## 瑞穂学園



瑞穂学園では、「眠育」に力を入れて取り組んでおります。今年度は、新潟医療福祉大学の杉崎弘周准教授の講演を小学5年生から中学3年生までが聞きました。睡眠をしっかりと取ることを継続することで効果がでてくるという話を聞き、児童生徒の実践意欲が高まりました。



## 三条嵐南学園



第1回小中合同会議が行われました。協議会では、「子どもたちが輝くために、三条嵐南学園の小中一貫教育でトライしてみたいこと」をテーマに熱く語り合いました。

## 三条おおじま学園



2つの小学校のプールで、小中学生が合同で清掃をしました。プールの使用ができない大島中学校では、水泳授業を小学校プールで行っています。

## 通常の学級における

### 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用について

教育センター指導主事 遠藤 知子

平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領総則においては、障害のある児童生徒等の障害の状態や特性および心身の発達の段階等を踏まえて、指導を行うこととされています。加えて個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用に努めることとされ、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童については、必ず作成し、活用することになりました。

新学習指導要領では「個別の教育支援計画においては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒などへの教育的支援を行うために作成し活用に努めること」とされています。9年間を見通して取り組む三条市の小中一貫教育（特別支援教育）を更に充実させるためにはとても良いツールだと考えています。また、今回の改定では、総則のほかに各教科等の指導において、障害のある児童に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的組織的に行うことが規定されています通常の学級に在籍する障害のある児童などの指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要があります。

障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けられています。このことから作成に当たっては、合理的配慮や、その他指導上の配慮との関係性についても記述することが大切です。毎年各学校より個別の教育支援計画と個別の教育計画を提出してもらいますが、今年は特に合理的配慮の部分を中心に見ていきたいと思えます。



## 各校からの“オーダーメイド訪問要請”をお待ちしています

各校でオーダーメイド訪問が始まっています。2 学期の予定が決定した学校もあります。今後オーダーをする予定の学校は、早目にご連絡をお願いします。  
下表は6月 19 日現在の実績と予定です。

|    | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 件数 | 1  | 1  | 12 | 11 | 5  | 9  | 6   | 16  | 3   | 0  | 0  | 0  | 64 |